

東日本大震災への対応と今後の取組

国土交通省

平成30年3月9日

1. 基幹インフラの復旧・復興（概要）	・・・ 2 頁	3. 用地取得の迅速化、施工確保対策（概要）	・・・ 23 頁
1-1. 道路	・・・ 3 頁	(参考) 復興加速化会議	
1-2. 鉄道	・・・ 4 頁	3-1. 用地取得の迅速化	・・・ 25 頁
(参考) 東日本大震災等により被災した鉄道路線の復旧に向けた取組		3-2. 施工確保対策	・・・ 26 頁
(参考) JR常磐線の開通の見通し		(参考) 災害公営住宅 工事确实実施プログラム	
1-3. 海岸	・・・ 7 頁	(参考) 公共建築工事における『営繕積算方式』の普及・促進	
1-4. 港湾	・・・ 8 頁	(参考) 公共建築相談窓口における対応	
(参考) 被災した造船業の復旧・復興状況		4. 観光の復興（概要）	・・・ 30 頁
2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）	・・・ 10 頁	(参考) 東北地方における延べ外国人宿泊者数（H22年比）	
(参考) 住まいの復興工程表について（H29.9末現在）		(参考) 東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業	
2-1. 災害公営住宅	・・・ 12 頁	(参考) 東北観光復興対策交付金（事業例）	
2-2. 民間住宅の自力再建	・・・ 13 頁	(参考) 東北デスティネーション・キャンペーンの実施	
2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業	・・・ 14 頁	(参考) 福島県における観光関連復興支援事業	
(参考) 復興まちづくりの進捗状況（H29.12末現在）		(参考) 広域観光周遊ルート形成促進事業	
(参考) 完成した民間住宅等用地		(参考) 広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業	
(参考) 各地区におけるまちびらき			
2-4. 被災地におけるまちづくりの取組	・・・ 18 頁		
2-5. 地域公共交通確保維持改善事業	・・・ 21 頁		
2-6. 国営追悼・祈念施設（仮称）	・・・ 22 頁		
		<参考>公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況	・・・ 38 頁
		<参考>帰還困難区域の復興	・・・ 40 頁
		<参考>福島イノベーション・コースト構想の推進	・・・ 41 頁

1. 基幹インフラの復旧・復興（概要）

- 道路などの基幹インフラについては着実に復旧・整備を推進した。
- 引き続き工程表に基づきインフラの復旧・整備を着実に推進する。

最近講じた措置

（道路）

- H29. 3.20：三陸沿岸道路 南三陸道路 志津川IC～南三陸海岸IC(3.0km) 開通
- H29. 3.26：相馬福島道路 阿武隈東道路(10.5km) 開通
- H29. 3.30：三陸沿岸道路 矢本石巻道路 石巻女川IC～桃生豊里IC(12.1km) 4車線化
- H29.11.19：三陸沿岸道路 山田宮古道路 山田IC～宮古南IC(14.0km) 開通
（震災後に新規事業着手した区間で初の開通）
- H29.12. 9：三陸沿岸道路 南三陸道路 南三陸海岸IC～歌津IC(4.2km) 開通
※原発事故による避難者に対する高速道路の無料措置については、避難者の出口料金所の通行を迅速化するため、ふるさと帰還通行カードを導入し、カードの有効期限及び無料措置期間を平成32年3月31日までとすることを決定。

（鉄道）

- H27. 2. 6：JR山田線（宮古～釜石間）の三陸鉄道への運営移管について関係者間で合意
- H27. 3. 7：JR山田線（宮古～釜石間）の復旧工事に着手
- H27.12.25：JR大船渡線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意
- H28. 3.10：JR常磐線の平成31年度末までの全線開通を目指すことを公表
- H28. 3.18：JR気仙沼線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意
- JR常磐線の一部運転再開（小高～浪江間(H29.4.1)、富岡～竜田間(H29.10.21)）



三陸沿岸道路 山田宮古道路



ふるさと帰還通行カード

JR常磐線（浜吉田～相馬駅間）



新地駅



相馬駅

今後講じていく主な措置

- 被災地の早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路・復興支援道路の早期完成を目指す
- JR常磐線等の早期の全線復旧に向けた取組みが着実に進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携
- H32年度に小名浜港の国際物流ターミナル整備を完成させる等、復興の加速化の拠点となる港湾施設の整備を行う

主なスケジュール

- H30.3.10開通予定：相馬福島道路（霊山道路、阿武隈東～阿武隈）（計17.0km）
- H30.3.21開通予定：三陸沿岸道路（田老真崎海岸～岩泉龍泉洞）（10.0km）
- H30.3.25開通予定：三陸沿岸道路（本吉気仙沼道路）（7.1km）
- JR山田線 宮古～釜石間（H30年度末までの復旧を目指す）
- JR常磐線 浪江～富岡間（H31年度末までの開業を目指す）
- 釜石港 湾口防波堤、相馬港 沖防波堤（H29年度完成予定）



三陸沿岸道路
田老真崎海岸～岩泉龍泉洞
（H30.1現在）

1-1. 道路

現状と課題

- 東日本大震災において直轄国道、高速道路等が大きな被害を受けたものの、概ね復旧完了。
- 復興道路・復興支援道路全体550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定。
- 震災後に新規事業着手した区間が平成29年度に初めて開通。

最近講じた措置

○復興道路・復興支援道路の整備

- H29. 3. 20 : 南三陸道路(3.0km)開通
- H29. 3. 26 : 阿武隈東道路(10.5km)開通
- H29. 3. 30 : 矢本石巻道路(12.1km) 4車線化
- H29. 11. 19 : 山田宮古道路(14.0km)開通*
- H29. 12. 9 : 南三陸道路(4.2km)開通

※震災後に新規事業着手した区間で初の開通

○常磐自動車道

- H28. 9. 15 : 付加車線設置箇所決定

○その他、直轄国道の復旧を実施。



南三陸道路(南三陸海岸IC~歌津IC)開通式

今後講じていく措置

○復興道路・復興支援道路の整備

- H30. 3. 10 : 霊山道路、阿武隈東~阿武隈(計17.0km)開通予定
- H30. 3. 21 : 田老真崎海岸~岩泉龍泉洞(10.0km)開通予定
- H30. 3. 25 : 本吉気仙沼道路(7.1km)開通予定

その他路線についてもH30年度以降の開通に向け引き続き整備

○常磐自動車道の4車線化

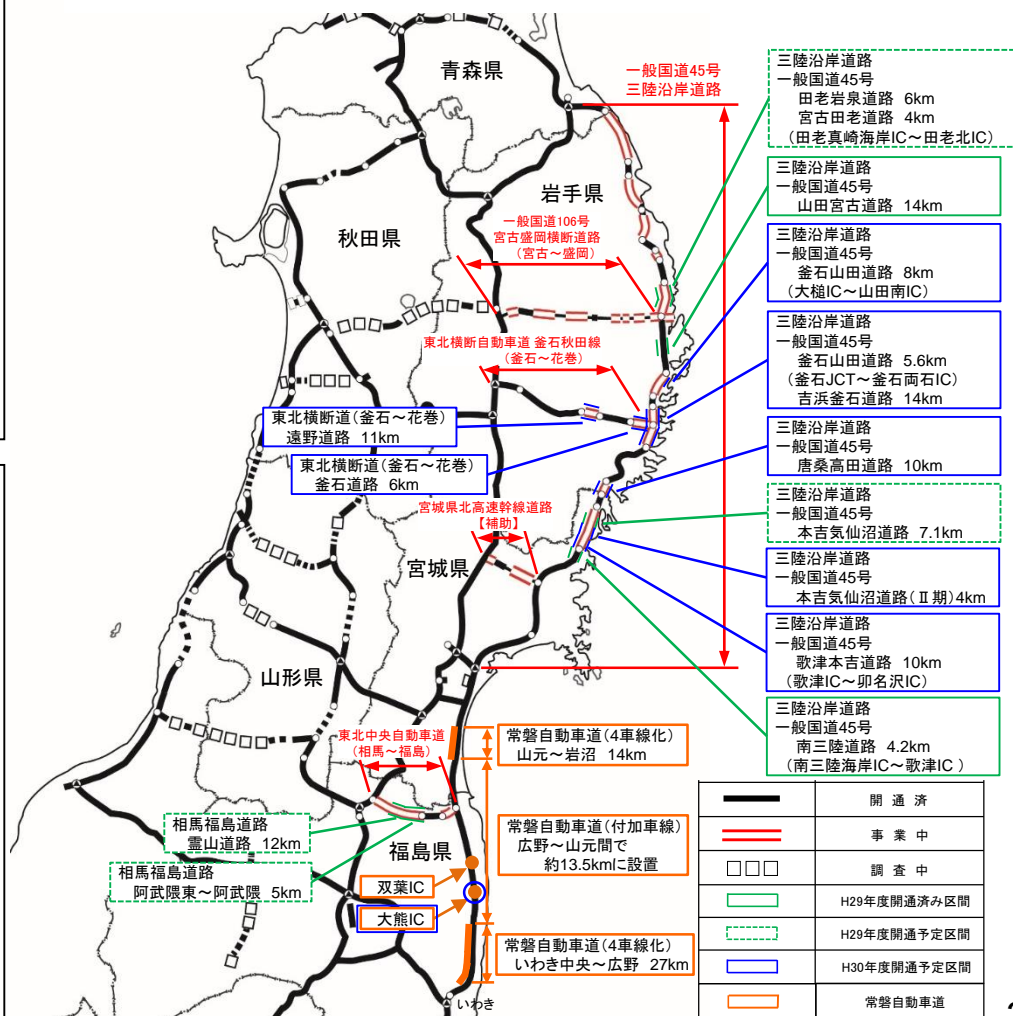
- 4車線化 いわき中央~広野、山元~岩沼
 - 付加車線 広野~山元 うち約13.5km
- ※復興・創生期間内(2020年度まで)での完成を目指す



田老真崎海岸~岩泉龍泉洞 (H30.1現在)

○その他、直轄国道の復旧を引き続き実施。

◆ 復興・復興支援道路、常磐自動車道位置図



1-2. 鉄道

現状と課題

- JR山田線については、H27. 3. 7に復旧工事に着手、平成30年度末の復旧を目指す。
- JR大船渡線及びJR気仙沼線については、BRTによる本格復旧で合意。
- JR常磐線については、平成31年度末までの全線開通を目指す。

最近講じた措置

- JR山田線
JR山田線（宮古～釜石間）の三陸鉄道への運営移管について、関係者間で合意（H27. 2. 6）し、復旧工事に着手（H27. 3. 7）。
- JR大船渡線及び気仙沼線
JR大船渡線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意（H27. 12. 25）。
- JR気仙沼線のBRTによる本格復旧について関係者間で合意（H28. 3. 18）。
- JR常磐線
平成31年度末までの全線開通を目指す（H28. 3. 10公表）こととしており、運休区間のうち、小高～浪江駅間はH29. 4. 1、富岡～竜田駅間はH29. 10. 21に運転再開。

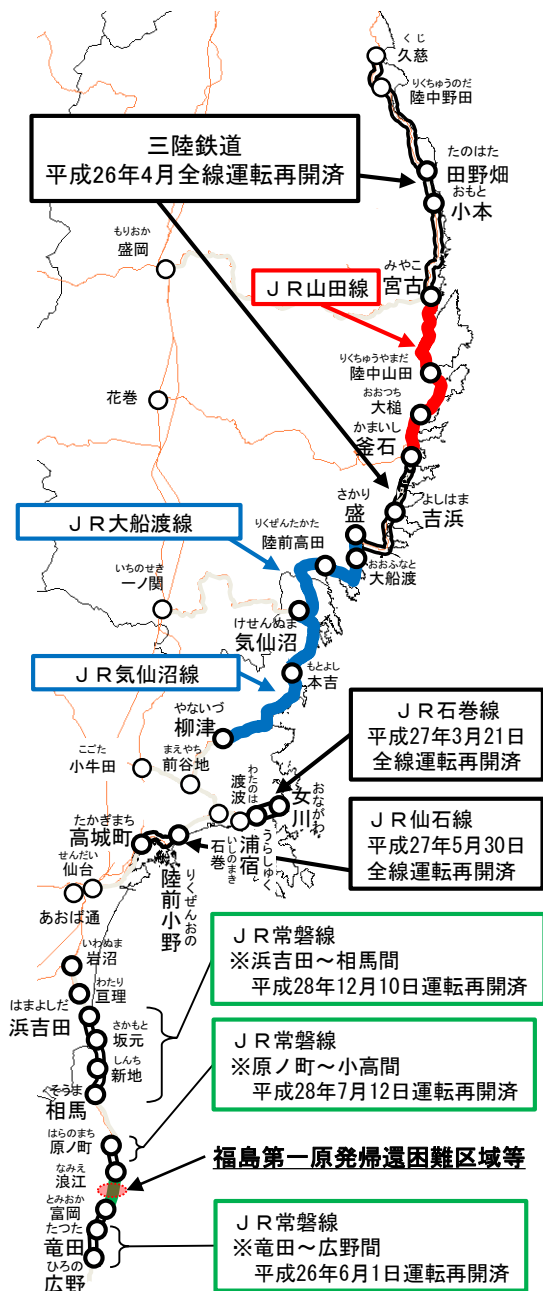
<参考：富岡～竜田駅間の運転再開時の様子>



今後講じていく措置

- JR山田線
現在、JR東日本が平成30年度末を目指して復旧工事中。早期の運転再開に向けて、復旧工事が着実に進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携。
- JR大船渡線及び気仙沼線
BRTの利便性向上等について、具体的な協議が進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携。
- JR常磐線
残る不通区間である浪江～富岡駅間は平成31年度末までの開通を目指しているところであり、引き続き関係者間で緊密に連携し、一日も早い全線開通に向けて取り組む。

- JR石巻線、仙石線
 - ・石巻線（浦宿～女川） H27. 3. 21 運転再開
 - ・仙石線（高城町～陸前小野） H27. 5. 30 運転再開
- 三陸鉄道
 - ・南リアス線（釜石～盛） H26. 4. 5 運転再開
 - ・北リアス線（久慈～宮古） H26. 4. 6 運転再開



JR山田線(宮古～釜石間)



JR東日本が平成30年度末を目指して復旧し、三陸鉄道へ移管

- JR東日本からの地元自治体等に対する、JR山田線の三陸鉄道への運営移管の提案について、平成27年2月に合意。
- 平成27年3月より復旧工事に着手し、平成30年度末を目指して復旧工事を進めている。

JR大船渡線(盛～気仙沼間)



BRTによる本格復旧

JR気仙沼線(気仙沼～柳津間)

- 気仙沼線は平成24年8月に地元バス会社によるBRTの運行(平成24年12月からはJR東日本による運行)を開始。
- 大船渡線は平成25年3月にJR東日本によるBRTの運行を開始。
- 沿線首長会議等を通じて、大船渡線は平成27年12月、気仙沼線は平成28年3月にBRTによる本格復旧で合意。

JR常磐線(小高～竜田間)



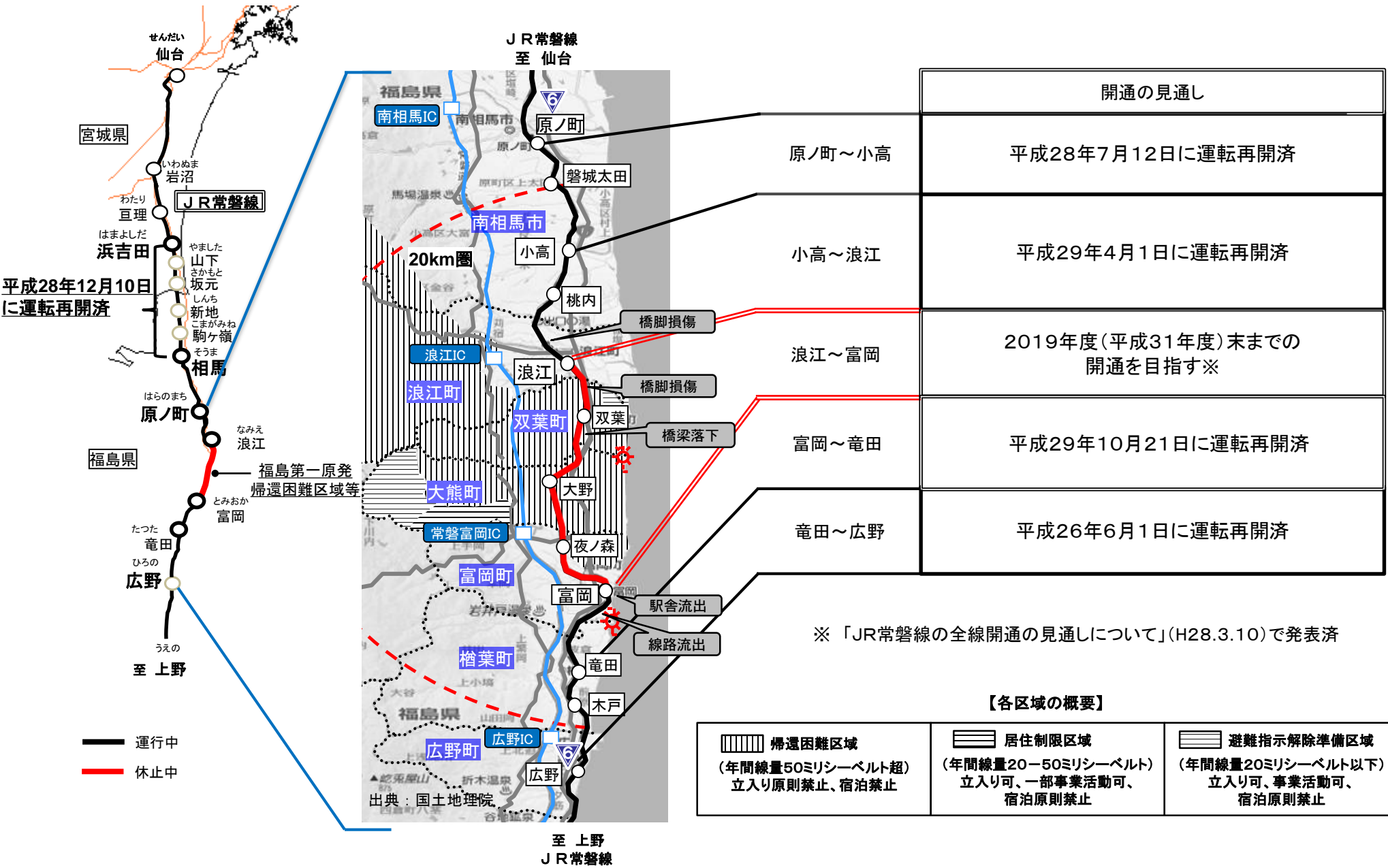
平成31年度末までの全線開通を目指す

- 小高～浪江間:平成29年4月1日に運転再開済
- 富岡～竜田間:平成29年10月21日に運転再開済

【帰還困難区域を含む区間】

- 浪江～富岡間:平成31年度末までの開通を目指す

(参考)JR常磐線の開通の見通し



1-3. 海岸

現状と課題

○被災した海岸の復旧・復興事業677地区海岸のうち、完成は270地区海岸(40%)、建設中は352地区海岸(52%)であり、海岸堤防等の復旧・復興事業について着実に進捗を図る必要がある。(H30.1末時点)

最近講じた措置

○県・市町村施工区間では、海岸管理者が地元に対する説明会等を重ね、地元住民の理解を得て順次工事着手。

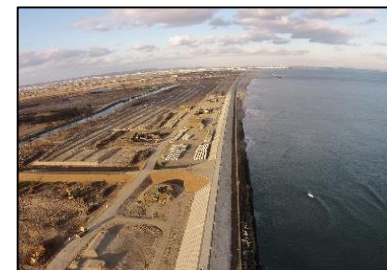
○国施工区間(代行区間含む)では、復旧・復興を支える上で不可欠な仙台空港等重要施設の前面の区間等、約40キロ※についてはH29年3月末で完了。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸

状 況	平成30年1月末
合 計	677地区海岸[302地区海岸]
完 成	270地区海岸(40%) [147地区海岸(49%)]
建 設 中	352地区海岸(52%) [144地区海岸(48%)]
工事着手に向けた設計、 用地手続き中等	55地区海岸(8%) [11地区海岸(4%)]



山元海岸(宮城県山元町)



仙台海岸(宮城県仙台市)

※未着工のうち、4地区海岸は地元調整未了であり、背後のまちづくり計画等との調整、地元住民との合意形成を進めるため、丁寧な説明を実施中。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸における復旧・復興箇所の合計(表中[]書きは国土交通省所管分)。

※県からの聞き取りによる

今後講じていく措置



仙台塩釜港海岸(宮城県)

○国土交通省として、速やかに復旧・復興が進むよう海岸管理者である県などに対し最大限の支援を実施。

1-4. 港湾

現状と課題

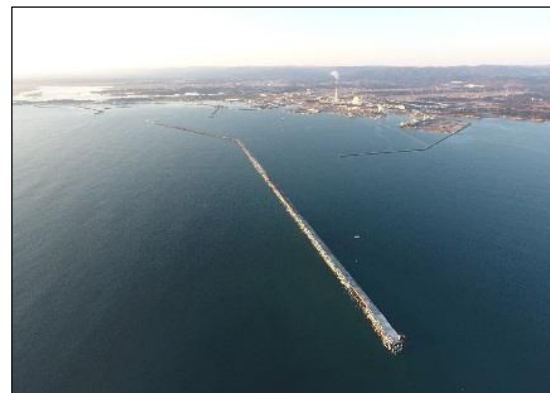
- 産業・物流上、特に重要な港湾施設については、3施設を残し平成26年度末に復旧工事を完了した。
- 大船渡港湾口防波堤は平成28年度末に復旧を完了しており、残る釜石港湾口防波堤、相馬港の沖防波堤の復旧についても今年度完了予定。
- さらに、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の整備を推進している。

最近講じた措置

○産業物流上、特に重要な港湾施設の復旧
釜石港の湾口防波堤、相馬港の沖防波堤の復旧事業が、今年度末に完成予定であり、これにより産業物流上、特に重要な131の港湾施設の復旧工事がすべて完了予定。



H29.12 釜石港湾口防波堤全景



H29.12 相馬港沖防波堤全景



釜石港

相馬港

最近講じた措置

○被災地港湾において港湾施設（航路・泊地、岸壁等）の整備を行った。

（以下の施設についてはH28年度中に完成）

- ・仙台塩釜港仙台港区中野地区岸壁（水深14m）



仙台塩釜港仙台港区中野地区国際物流ターミナル整備事業

今後講じていく措置

○引き続き、復興の加速化の拠点となる港湾施設の整備を行う。

（主な事業）

- ・八戸港 外港地区 防波堤
- ・久慈港 湾口地区 防波堤
- ・小名浜港 東港地区 岸壁（水深16m）



小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業

等

(参考)被災した造船業の復旧・復興状況

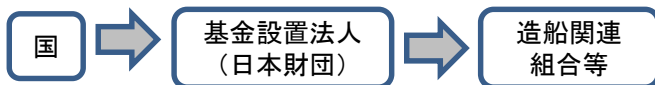
- 東北の造船業は、漁船等の建造・修理を通じ、地域の基幹産業である水産業並びに地域経済・雇用を支える重要な産業。
- 東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが、各種支援制度の活用等により、応急的復旧を行い、ほとんどが操業再開。
- また、地盤沈下により施設の一部が水没したままであったり、防潮堤等公共工事により移転を余儀なくされている事業者に対しては、H25に補助制度を創設し、集約等による本格的な復興を図ろうとする取り組みを支援。
- 19社による8件の集約化事業を支援しており、これまでに7件の事業が完了。残り1件も造船所建造工事が進捗中。

造船業等復興支援事業の実施状況

主として漁船の建造・修繕を行う中小造船事業者・関連事業者が集約化等を行い、新たに整備する共用施設・設備に対して、**事業費の2/3を補助**

基金造成

補助率2/3



地区	補助事業者	進捗状況
大船渡市	合同会社大船渡ドックケミカル	H29.7完了
大船渡市	合同会社コーシンケミカル	H28.2完了
気仙沼市	株式会社みらい造船	H31年完了予定
南三陸町	株式会社南三陸造船鉄工所	H29.1完了
石巻市	マリン遠山合同会社	H27.10完了
石巻市	佐藤造船所・及川電機合同会社	H29.8完了
石巻市	株式会社鈴木造船所	H29.9完了
石巻市	株式会社聖人堀鉄工所	H29.7完了

○これまでに整備が完了した造船施設



新造船工場全景(南三陸市)



操業を開始した新船台(大船渡市)

○現在実施中の事業(みらい造船)



新造船所完成予想図・起工式典(気仙沼市)



建造中の造船工場(H30.2現在)

2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）

- 住宅再建・復興まちづくりについては、被災者に住まいの確保について見通しを持っていただけるよう、平成25年3月より「住まいの復興工程表」を復興庁が策定し、これを定期的に改訂。引き続き、工程表に基づき事業を着実に推進。
- 本格化している民間住宅の再建については、人材・資材の動向などを注視し、安定的な施工確保に努める。

最近講じた措置

（主な完成・供給状況）

○災害公営住宅の完成状況

（岩手、宮城、福島等8県）

H30.1末までに28,198戸（約9割）完成済み

（計画戸数 30,405戸）

○民間住宅等用宅地の供給状況

H30.1末までに15,126戸（約8割）供給済み

（計画戸数 18,336戸）

（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）

○「災害公営住宅 工事确实実施プログラム」の継続

不調件数 H25年度：44件（11.5%）→H28年度（1末時点）：0件

○公営住宅の標準建設費の見直し

○都市再生機構（UR）による現地支援体制の確保 369名（H30.3）

○大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区の実情に応じた支援

○防災集団移転促進事業の移転元地の利活用の促進

○資材・人材のマッチングサポートの展開

○国営追悼・祈念施設（仮称）の整備

（岩手県・宮城県：造成工事等を推進、福島県：浪江町に設置することを閣議決定（H29.9））

今後講じていく主な措置

○「災害公営住宅 工事确实実施プログラム」を継続し、引き続き発注・入札、工事実施、工事後の各段階での対応を的確化。

○都市再生機構（UR）による現地支援体制の確保

○高台移転については、引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。

○本格化している民間住宅の再建については、人材・資材の動向などを注視し、安定的な施工確保のため必要な支援を行う。

○国営追悼・祈念施設（仮称）について、岩手県・宮城県では平成32年度末を目途に整備、福島県では平成32年度中の一部利用に向け整備。

主な完成・供給予定（※「住まいの復興工程表」（H29.9末時点）による）

○災害公営住宅の完成見込み（岩手、宮城、福島 3県）
H31.春までに約2.9万戸（約99%）

○民間住宅等用宅地の供給見込み
H31.春までに約1.8万戸（約98%）

(参考)住まいの復興工程表について(H29.9末現在)

1. 災害公営住宅の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、平成29年度末までに概ね5,200戸が工事終了の見込み
 - ・宮城県では、平成29年度末までに概ね15,400戸が工事終了の見込み
 - ・福島県では、平成29年度末までに概ね7,800戸が工事終了の見込み
- (工事終了時期・累計)

(単位・戸)

	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	計 画	
								(調整中)
岩手県 (進捗率)	574 (10%)	1,525 (26%)	3,168 (54%)	4,594 (78%)	5,247 (89%)	5,686 (97%)	5,872	-
宮城県 (進捗率)	1,343 (8%)	5,288 (33%)	9,812 (62%)	13,784 (87%)	15,433 (97%)	15,849 (100%)	16,093	(244)
福島県	津波・地震 (進捗率)	357 (13%)	1,617 (58%)	2,600 (93%)	2,758 (98%)	2,807 (100%)	2,807	-
	原発避難者 (進捗率)	0 (0%)	509 (11%)	1,167 (24%)	3,400 (71%)	4,707 (99%)	4,767	(123)
	帰還者	-	-	0	69	283	293	319
計 (進捗率)	2,274 (8%)	8,939 (31%)	16,747 (57%)	24,605 (84%)	28,477 (96%)	29,402 (99%)	29,981	(367)

※ 「調整中」は、復興・創生期間における計画戸数のうち意向確認を行っているものなどであり、各年度末の進捗率については、「調整中」を除いた進捗を示している。

※ 福島県の帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定であるため進捗率は示していない。3県合計の「」書きで、帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない合計戸数、合計進捗率を示している。

※ 計画されている災害公営住宅(調整中を除く。)は、平成31年度末までに完成見込み。

2. 民間住宅等用地の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、平成29年度末までに概ね6,300戸が供給される見込み
- ・宮城県では、平成29年度末までに概ね8,500戸が供給される見込み
- ・福島県では、平成29年度末までに概ね1,900戸が供給される見込み

※民間住宅等用地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

(宅地供給時期・累計)

(単位・戸)

	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	計画
岩手県 (進捗率)	250 (3%)	1,009 (13%)	2,387 (32%)	4,166 (56%)	6,292 (84%)	7,187 (96%)	7,476
宮城県 (進捗率)	353 (4%)	2,368 (26%)	5,093 (57%)	7,370 (82%)	8,464 (94%)	8,949 (99%)	8,991
福島県 (進捗率)	244 (13%)	594 (32%)	730 (39%)	1,294 (69%)	1,853 (99%)	1,853 (99%)	1,869
計 (進捗率)	847 (5%)	3,971 (22%)	8,210 (45%)	12,830 (70%)	16,609 (91%)	17,989 (98%)	18,336

2-1. 災害公営住宅

現状と課題

- 災害公営住宅の整備については、計画戸数約3万戸に対し、約2.9万戸が着工済みであり、このうち既に約2.8万戸の住宅が完成に至っている。また、残りの住宅についても概ね用地の目処がついており、全体として県・市町村の計画に沿って着実に進捗。
- 災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」(H26.9 第4回復興加速化会議取りまとめ)を展開。被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底するとともに、その実施状況のフォローアップを実施。

今までに講じた措置

- 「住まいの復興工程表」に基づく整備の推進
 - ・住まいの復興工程表により被災者の方々に対し住宅再建等に係る時期の目安を提示するとともに、これに基づく整備を推進。
- 「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の継続
 - ・災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の徹底を図るとともに、実施状況のきめ細かなフォローアップを実施
- 福島復興再生特別措置法の改正
 - ・福島復興再生特別措置法の改正により、帰還者向けの災害公営住宅の整備を事業メニューに追加
- 都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保

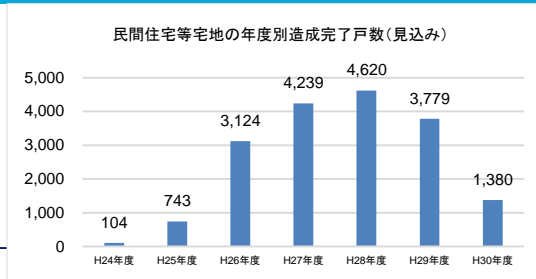
今後講じていく措置

- 「住まいの復興工程表」に基づく整備の推進
 - ・引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って事業を着実に推進。
- 「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の継続
 - ・引き続き、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の徹底を図る。
- 都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保
 - ・事業の進捗にあわせて、現地の業務執行体制を確保。

2-2. 民間住宅の自力再建

現状と課題

- 防災集団移転促進事業等の面整備事業による宅地供給は最盛期
⇒被災者による住宅再建も最盛期。



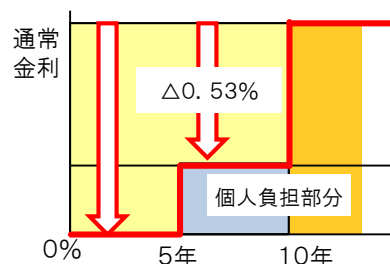
※民間住宅等宅地: 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業
※住まいの復興工程表(平成29年9月末現在)による

最近講じた措置

災害復興住宅融資

- 被害を受けた住宅等の再建等を図ろうとする者に、災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を実施
- 自治体と地域の建設事業者や住宅金融支援機構が連携し、被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化
- 自治体と連携し、防災集団移転事業等により造成された宅地の分筆登記前に融資金を交付することで住宅着工の早期化を支援

災害復興住宅融資(建設・購入) 基本融資額の融資金利引下げのイメージ



災害復興住宅融資の 申請戸数(累計)

年度	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度(1月末まで)
申請戸数	5,294	10,330	14,110	16,834	18,921	20,703	21,634

※ 単位: 戸数
※ 平成30年1月末時点

防災集団移転促進事業等における再建支援

- 防災集団移転促進事業では造成した団地等における移転者の住宅再建を促進するため引き続き以下の取組を実施
 - ・住宅建設・土地購入のための借入金に係る利子相当額の補助(※)
 - ・住居の移転費用の補助(※)
 - ・宅地を借地として提供することによる初期費用の低減
- ※がけ地近接等危険住宅移転事業において同様の支援をしている。

防災集団移転促進事業の 造成完了戸数(累計)

年度	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度(1月末まで)
造成完了戸数	102	751	3,384	6,351	7,868	8,253

※ 単位: 戸数

資材・人材のマッチングサポート

- 被災三県の「地域型復興住宅推進協議会」が、建築主に対し工務店の情報提供をするとともに、工務店に対し人材紹介や資材調達の支援を行い、円滑な工事を支援している。

今後講じていく措置

- 被災者の住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進する。

2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業

現状と課題

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、概ね9割の地区で宅地の造成を完了。
- 工事の進捗状況や住民意向の変化など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援や機動的な計画の見直しにより、住まいの復興工程表に基づく着実な事業の実施を図っている。

最近講じた措置

○実情に応じた事業の着実な推進の支援

- ・住宅供給戸数が多いなど大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区について、復興・創生期間内における早期の事業完了に向け、復興庁とも連携し、地区ごとの実情に応じた支援を実施。

○宅地引渡しの手円滑化

- ・造成した宅地を引き渡す際の地盤に関する情報提供等を促進。

○移転元地の利活用の促進

- ・防災集団移転促進事業により取得した土地の有効活用に資する譲渡の手円滑化
- ・復興庁と連携し、移転元地を利用する事業のために土地交換を行った地権者に対して登録免許税を免税(H28年度税制改正)

○土地の有効活用の推進

- ・まちの将来イメージ等を住民等へきめ細やかに提示した上で、土地利用が未定の土地について、売却、賃貸希望者と購入、賃貸希望者とのマッチングを図るといった土地利用を促進する取り組みを推進。

土地の有効活用の例 (宮城県気仙沼市鹿折・南気仙沼地区)

マッチング方式の導入による企業立地促進

換地を自己活用せず、売却や賃貸などによる土地活用を望む地権者と、地区内にて事業展開を希望する事業者との機会を提供する仕組み

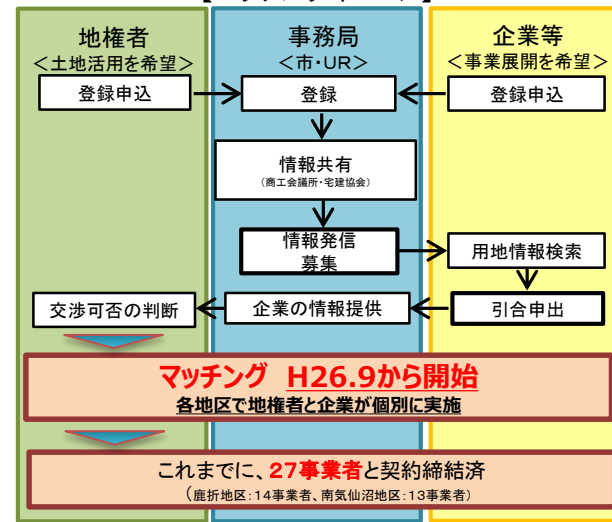
【土地利用計画】



(鹿折地区の例)

- 住宅系
- 商業系
- 工業(水産)系

【マッチングイメージ】



今後講じていく措置

○地区の実情に応じたきめ細かな支援

- ・引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。
- ・被災3県において会議を開催し、土地の有効活用に向けた対応策やまちづくりの取り組み等の先進事例を各自治体に横展開。

(参考)復興まちづくりの進捗状況(H30.1末現在)

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、全ての地区で法定手続きが完了。
- 工事着手済みは、防災集団移転促進事業が329地区(99.7%)、土地区画整理事業が50地区(100%)。
- 造成工事完了は、防災集団移転促進事業が317地区(96.1%)、土地区画整理事業が25地区(50.0%)となっている。

【被災3県の状況】

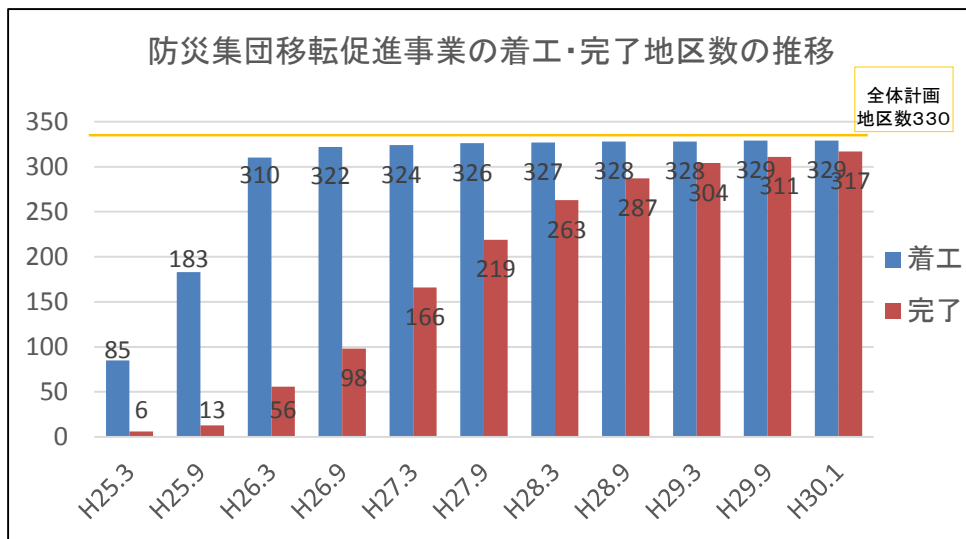
	全体地区数	法定手続き済	工事着手済 ^{注3)}	造成完了
防災集団移転促進事業	330地区 ^{注1)}	大臣同意 330地区(100%) ^{注2)}	329地区(99.7%) ^{注4)}	317地区(96.1%)
土地区画整理事業	50地区 ^{注1)}	都市計画決定 50地区(100%) 事業認可 50地区(100%)	50地区(100%)	25地区(50.0%)

注1)住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数(災害公営住宅のみの地区を含む)

注2)このほか、茨城県北茨城市の2地区において実施し、整備完了済

注3)工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数

注4)未着手地区は、H29.3に避難指示が解除された浪江町の1地区



造成工事進捗状況の例

土地区画整理事業 【宮城県石巻市新門脇地区】

<H29.3 民間住宅等用地:全250戸完成>



航空写真(H29.7撮影)



地区の状況(H29.12撮影)

(参考)完成した民間住宅等用宅地

- 被災3県で18,336戸(岩手県 7,476戸 宮城県 8,991戸 福島県 1,869戸)の民間住宅等用宅地を計画
 - 平成30年1月末までに15,126戸(約82%)供給済み、平成31年春までに約1万8千戸(約98%)供給見込み
- (※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による)

■高田地区 (岩手県陸前高田市)

- 土地区画整理事業により、中心市街地をかさ上げし、高台に住宅地を整備
- 高台及び嵩上げ地で、284画地の住宅地が完成(平成30年1月時点)



(提供: 陸前高田市 H29.8撮影)



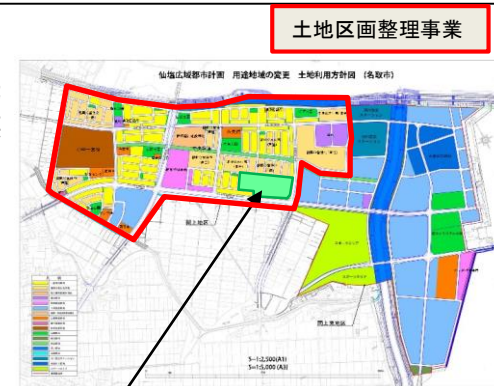
■閑上地区 (宮城県名取市)

- 防災集団移転促進事業の移転先団地の造成を土地区画整理事業により整備 (民間住宅用宅地43区画)
- 平成29年10月に防災集団移転促進事業で整備した全ての宅地が完成



防災集団移転促進事業

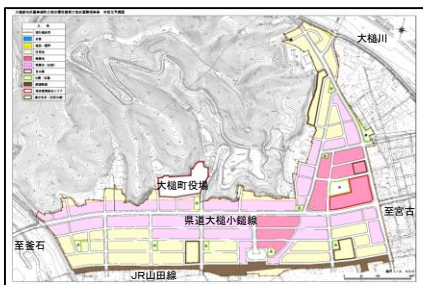
(提供: 名取市 H29.12撮影)



土地区画整理事業

■町方地区 (岩手県大槌町)

- 土地区画整理事業により、中心市街地をかさ上げし、住宅地と商業地の再編を実施
- 平成30年1月に、510戸全ての住宅地が完成



(提供: 都市再生機構 H30.1撮影)

■横浦地区 (宮城県女川町)

- 防災集団移転促進事業により高台の住宅地を整備 (民間住宅用宅地10区画)
- 平成29年5月に全ての宅地が完成



防災集団移転促進事業

(提供: 女川町 H30.1撮影)

(参考)各地区におけるまちびらき

■ 鯉ヶ崎・光岸地地区（岩手県宮古市）

土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設を整備改善するとともに、安心・安全に暮らすことのできる健全な市街地を一体的に整備。

平成29年10月28日に、まちびらき式典を開催。

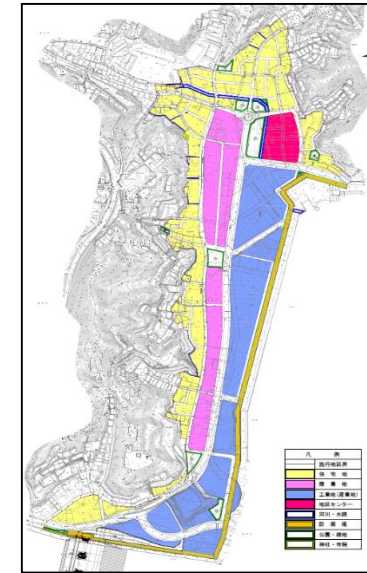


まちびらき式典 H29.10.28



地区の状況(H29.12撮影)

土地利用計画図



■ 野蒜北部丘陵地区（宮城県東松島市）

土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び津波復興拠点整備事業により整備した地区において、

平成29年11月20日に、まちびらき式典(宅地引渡式)を開催



まちびらき式典 H29.11.20

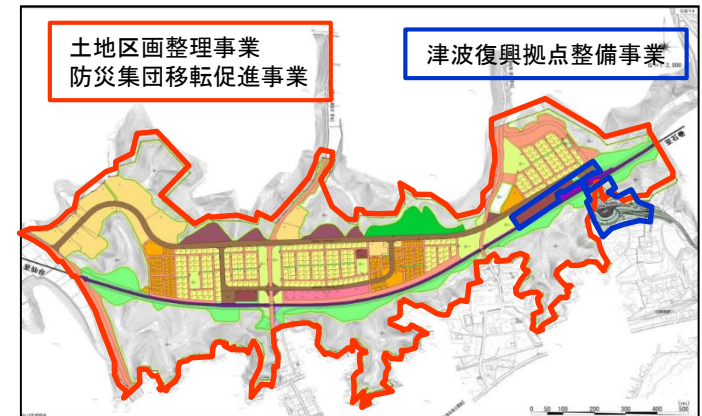


イベント(福幸祭) H29.11.20



地区の状況(H29.12撮影)

土地利用計画図



○福島再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)により、避難指示の解除又は解除の見通しが立っている区域において、復興・再生の拠点となる市街地(一団地の復興再生拠点市街地形成施設:都市計画に定める都市施設)の整備を支援。

○平成30年3月現在、福島県双葉町、大熊町において事業を実施。

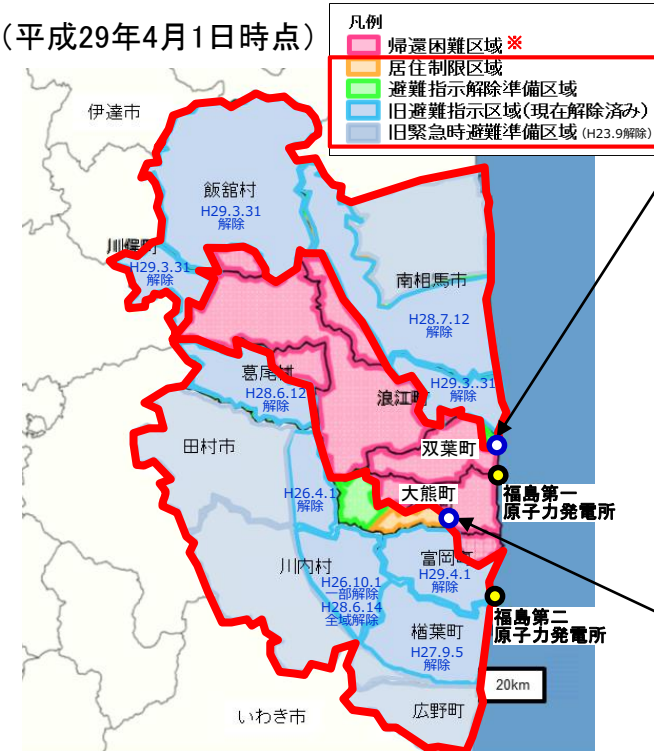
<支援内容>

・計画策定費 ・公共施設等整備費:地区公共施設、高質空間形成施設、拠点支援施設、モニタリングポスト ・用地取得造成費

一団地の復興再生拠点市街地形成施設の都市計画を定めることのできる区域※

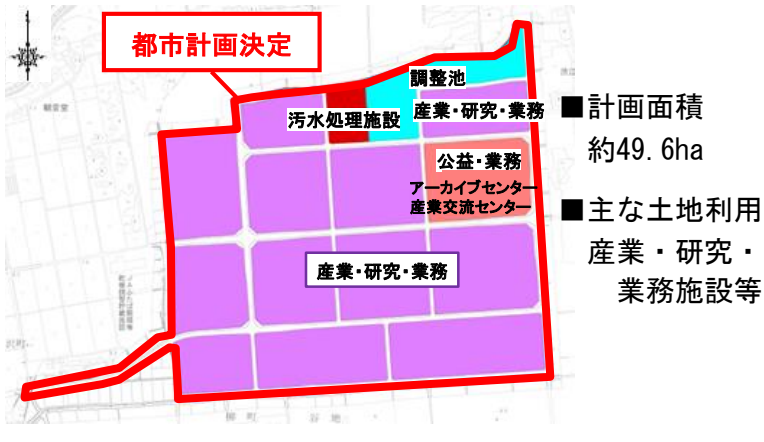
(避難解除区域等)

(平成29年4月1日時点)



※ 帰還困難区域においては福島復興再生特別措置法(H29.5.19改正)に基づく「特定復興再生拠点区域」を定めた場合、指定が可能

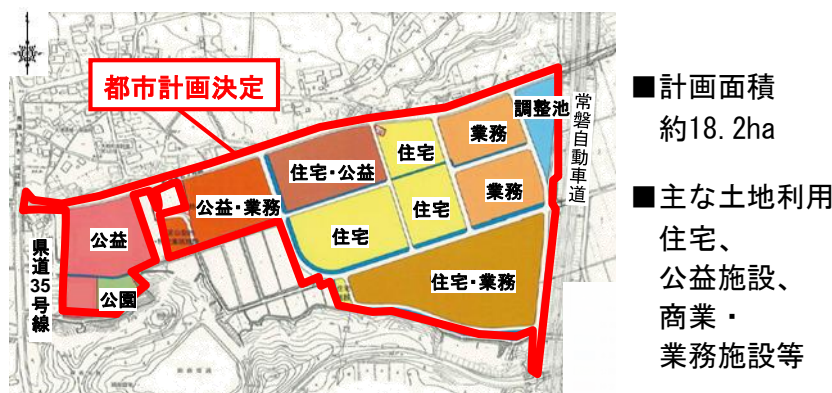
双葉町 中野地区復興産業拠点



双葉町は、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」において、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付け、複合的な機能を持った拠点の整備を目指している。

H29.3.23に都市計画決定。今年度は、H29.7.21に事業認可、その後、用地買収、実施設計を進め、H30.1末に工事着手。

大熊町 大川原地区復興拠点



大熊町は、平成25年度に復興まちづくりビジョンを策定し、町内の比較的線量の低い大川原地区に新たな復興拠点を整備することを公表。

H29.2.1に都市計画決定、H29.3.3に事業認可。今年度は、用地買収、実施設計を進め、H29.9末に工事着手。

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(市街地再開発事業等)

○被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進するため、市街地再開発事業等を実施。事業実施主体へ除却費や共同施設整備費等を補助。

○平成30年1月末現在、15地区において事業を実施中、9地区において事業完了となっている。

■復興における市街地再開発事業等の動向 (H30.1末時点)

市街地再開発事業等実施地区数: 24地区

※復興交付金の支援を受ける地区

都道府県名	市町村名	地区数	進捗段階
宮城県	石巻市	12地区	計画中・・・7地区 建築工事着工済み・・・1地区 完了・・・4地区
	塩竈市	1地区	権利変換計画認可済み・・・1地区
	名取市	1地区	建築工事着工済み・・・1地区
	気仙沼市	6地区	建築工事着工済み・・・3地区 完了・・・3地区
	仙台市	1地区	完了
福島県	須賀川市	2地区	建築工事着工済み・・・2地区
	いわき市	1地区	完了

■市街地再開発事業地区事例 (宮城県石巻市)

○津波により被害を受けた地区の恒久的な住まい、にぎわいのある中心市街地を再生させるため、暮らしやすい市街地を整備。



【事業概要 (中央三丁目1番地区)】

- ✓ 施行面積 : 約0.5ha
- ✓ 工事期間 : H26年度～H27年度
(H26.8建築着工)
(H28.1竣工)
- ✓ 施行者 : 組合施行
- ✓ 整備概要 : 共同住宅、商業施設等

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(都市公園事業)

現状と課題

- 岩手県釜石市では、三陸被災地の復興を象徴し、地域住民が国内外の人々と絆を深めて感謝を表すおもてなしの事業として、ラグビーワールドカップ2019を開催予定。
- 釜石市が、ラグビーワールドカップの会場となる鶴住居運動公園の整備を推進。

最近講じた措置

- 社会資本整備総合交付金により、「釜石鶴住居復興スタジアム（仮称）」の整備を支援。



公園平面図



スタジアム完成イメージ



ワールドカップ2019開催イメージ

今後講じていく措置

- 平成30年7月のスタジアム（常設部分）完成を目指し、引き続き、整備を支援。

2-5. 地域公共交通確保維持改善事業(被災地特例)

復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

地域間輸送

(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

○補助対象事業

- 「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件等を緩和した地域間輸送
(①東日本大震災被災地域における応急仮設住宅経由系統、②福島県の原子力災害被災地域における災害公営住宅経由系統)
- 輸送量要件の緩和:「1日あたり輸送量15人以上」の要件を緩和
- 補助対象経費算定方法の緩和:補助対象限度額の非適用等
- バス車両補助の弾力化:車両購入費の補助対象化(※上記②の運行に係る車両に限る。)

- 補助率
収支差等の1/2
- 特例措置の期間
平成23~32年度
- 対象地域
①岩手県、宮城県、福島県の全市町村(H30年度計画)
②避難指示・解除区域市町村(福島県内12市町村)

平成30年度~

福島県の原子力災害による避難者の帰還を促進するため、避難指示・解除区域市町村内の災害公営住宅を経由する系統における車両購入費を補助対象に追加



地域内輸送

(特定被災地域公共交通調査事業)

○補助対象事業

- 避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする有償の地域内輸送等

- 補助率
定額補助
(応急仮設住宅の箇所数に応じて上限額を設定)
- 特例措置の期間
平成23~32年度
- 対象地域
39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)(H29年度)

応急仮設住宅の箇所数	補助上限額
60か所以上	6,000万円
30か所以上60か所未満	4,500万円
30か所未満	3,500万円



特定被災地域公共交通調査事業の活用イメージ

仮設住宅



仮設店舗



病院・学校等



新しい商店



復興とともに、刻一刻と変化する病院や商店等の位置、被災者の移動ニーズの変化を把握しつつ、適時適切にバス路線の運行経路や便数等を見直し

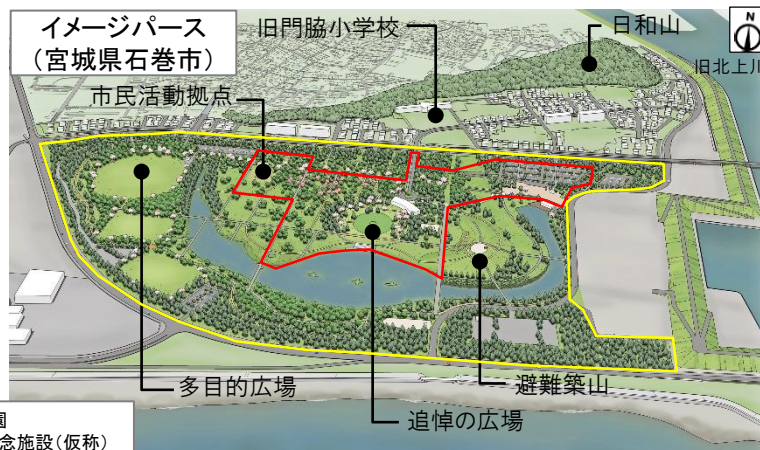
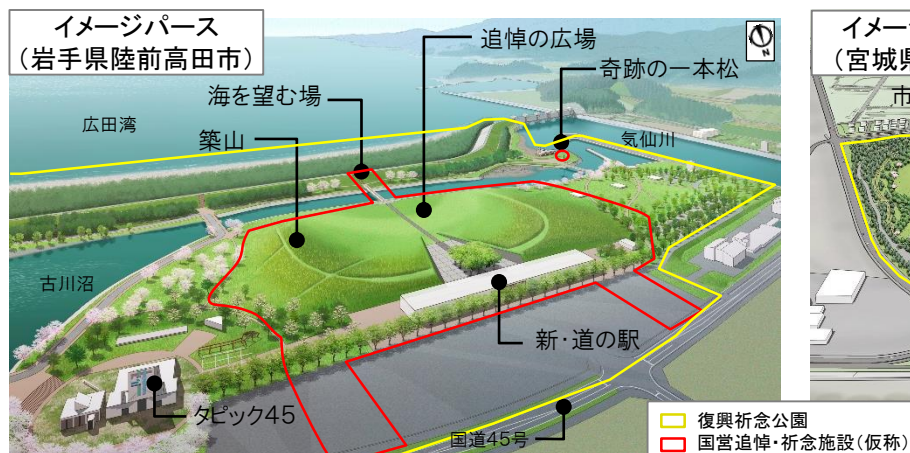
2-6. 国営追悼・祈念施設(仮称)

現状と課題

- 平成26年10月、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂等のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市に国営追悼・祈念施設(仮称)を設置することを閣議決定。地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備。
- 平成29年3月、岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市において起工式を実施。
- 平成29年9月、福島県における国営追悼・祈念施設(仮称)を浪江町に設置することを閣議決定(福島県の復興祈念公園(双葉町・浪江町)内に整備)。
- 岩手県・宮城県においては平成32年度末を目途に、福島県においては平成32年度中の一部利用に向け整備を推進。

最近講じた措置

- 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設(仮称)の造成工事等を実施(平成29年3月～)。
- 復興庁の支出委任により、福島県の復興祈念公園の基本構想をとりまとめ(平成29年7月)、基本計画を検討(平成29年10月～)。



福島県における復興祈念公園
基本構想検討調査有識者委員会

今後講じていく措置

- 岩手県・宮城県：平成32年度末を目途に造成工事や園路広場工事等の整備を推進する。
- 福島県：平成32年度中の一部利用に向け、基本計画をとりまとめ、平成30年度より事業に着手する。

3. 用地取得の迅速化、施工確保対策（概要）

- 基幹インフラの整備、住宅再建・復興まちづくりの推進に当たり、用地取得が復興の隘路となっていたことから、復興事業において、用地取得を飛躍的に短縮する収用手续等の加速化措置を講じてきた。
- 累次にわたり打ち出してきた施工確保対策が奏功し、入札不調は総じて落ち着いてきている。一度不調になった工事についても、二度目以降の発注で契約に至っており、積み残しは出ていない。
- 今後も引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視するとともに、必要な対策を機動的に講じていく。

最近講じた措置

○収用手续の迅速化

平成26年度に講じた用地取得を短縮する収用手续等の加速化措置により、この1年間も引き続いて事業認定手续・収用裁決手续期間が短縮。

○予定価格の適切な設定

実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の6年連続の上昇、
実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算（復興係数による間接工事費の補正等）の実施。

○資材等の確保

公共プラントによる供給等による生コン供給体制の強化
（直轄整備：宮古、釜石 県整備：石巻、気仙沼）

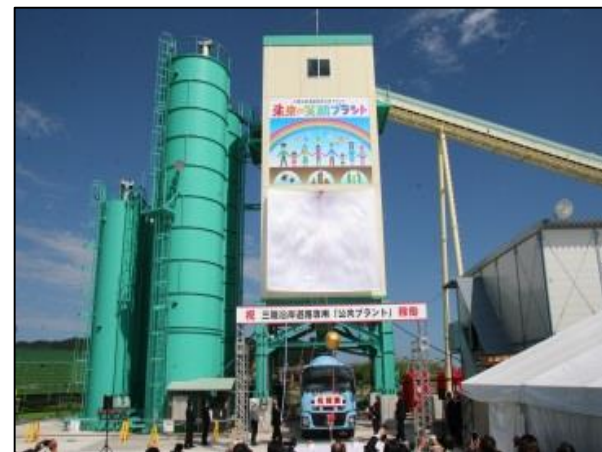
※釜石地区はH29.4月に、宮古地区はH29.12月に必要な供給が終了したため、製造を終了

○公共建築工事の施工確保

「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の活用（標準建設費の見直し、共通仮設費の適正化等）、
「営繕積算方式」の普及・促進、「公共建築相談窓口」における個別事案への丁寧な対応

○i-Constructionの積極的な活用

「i-Construction」を復興事業においても積極的に活用。



国土省公共プラント(岩手県宮古市)

今後講じていく主な措置

- これまでに発出した収用手续に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。
- 施工確保対策については、引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視し、地域の実情にあった復興の加速化に向け、必要な対策を機動的に講じる。

○復興をさらに加速させるため、発注機関・事業者団体双方の代表が参加し、現状と今後の対応について認識を共有する会議

場所:被災地(仙台市)

時間:1時間半程度

構成メンバー:国交省(大臣、(副大臣、政務官)、関係局長、東北地整局長)

その他国の機関(復興庁、経済産業省、農林水産省の出先機関)

自治体首長(宮城県、岩手県、福島県、仙台市)

業界団体(東北建設業協会連合会、日建連東北支部、全国生コン工組連合会東北地区本部等)



■これまでの会議開催状況と主な打ち出し:

第1回 平成25年3月3日

- ・三陸沿岸道路に供給する生コンプラントを2地区において国が設置することを表明

第2回 平成25年10月7日

- ・第一回で表明した生コンプラントを平成26年9月に稼働させる方針を表明

第3回 平成26年2月1日

- ・土木工事の予定価格算出にあたり、被災3県において間接費の割り増しを行う復興係数の導入を表明

第4回 平成26年9月27日

- ・災害公営住宅の整備が計画より遅れないようにするため「工事確実実施プログラム」の導入を表明

第5回 平成27年1月31日

- ・通常4月に実施している公共工事設計労務単価の改訂を2月に前倒しで実施することを表明

第6回 平成27年12月19日

- ・復興係数のH28年度継続の表明及び東北でi-Constructionを先進的に進めるため、i-Construction連絡会議の設置を表明

第7回 平成28年12月17日

- ・復興係数のH29年度継続の表明及び「東北復興働き方改革プロジェクト」の推進により復興を加速化を表明

第8回 平成29年12月16日

- ・復興係数のH30年度継続の表明及び「東北復興働き方・人づくり改革プロジェクト」の推進により復興を加速化を表明
- ・防災対応力の強化のため、震災の記録・記憶を見える化した「震災を風化させないプロジェクト」の推進を表明

3-1. 用地取得の迅速化

現状と課題

- 被災地における用地取得の遅れについては解決に向かっており、引き続き迅速に手続を進めていく。
- 所有者不明等により取得が難航している土地については、財産管理制度や不明裁決等の土地収用制度の活用を図る。

最近講じた措置

- 収用手続については、復興特区法改正法の施行(H26.5)に当たって、事業認定及び裁決手続の迅速化、緊急使用の活用等のための留意事項等について通知を発出し、また、起業者が不明裁決の申請をする際に必要となる権利者調査のプロセスを整理したガイドラインを起業者・収用委員会に対して明示する等の取組の結果、事業認定手続や収用裁決手続の期間が短縮されている。

事業名(仮称含む)	事業認定申請日	告示日	期間	収用裁決申請日	裁決日	期間	不明裁決	緊急使用
○国直轄事業								
【岩手】 釜石花巻道路(釜石～遠野)	H26.6.17	H26.7.28	41日間	H28.12.20	H29.6.6	168日間		
【宮城】 三陸縦貫自動車道(志津川～歌津)	H25.3.26	H25.5.7	42日間	①H26.10.30 ②H27.7.23 ③H27.7.23	①H27.4.28 ②H27.12.7 ③H27.11.30	180日間 137日間 130日間	○ ○ ○	
三陸縦貫自動車道(歌津～大谷)	H26.9.9	H26.10.21	42日間	H27.10.21	H28.6.13	146日間	○	
一級河川鳴瀬川河口部改修工事	H26.11.18	H27.1.15	58日間	H27.3.31	H27.10.5	188日間	○	
一級河川阿武隈川河口部改修工事	H27.2.3	H27.3.20	45日間	H28.3.7	H28.8.22	168日間		
【福島】 相馬福島道路(相馬～霊山)	H27.2.2	H27.3.18	44日間	任意契約により解決				
○県の復興事業								
【岩手】 釜石市鶴住居地区 防潮堤事業	H25.6.28	H25.8.19	52日間	①H25.12.18 ②H26.4.25	①H26.6.5 ②H26.9.8	169日間 136日間	○ ○	
宮古市金浜地区 防潮堤事業	H25.10.31	H25.12.24	54日間	H26.12.3	H27.5.22	170日間	○	○(1年間)
【宮城】 大谷川地区海岸改修工事県道女川牡鹿線改築工事	H27.3.25	H27.5.21	57日間	H29.1.26	H29.5.15	109日間	○	
一級河川五間堀川改修工事	H28.1.8	H28.3.3	55日間	H28.10.31	H29.3.6	126日間	○	
【福島】 小沢地区海岸公共災害復旧(再復)事業	H28.1.6	H28.2.26	51日間	任意契約により解決				

※復興特区法施行後に事業認定又は収用裁決(緊急使用の決定を含む。)がなされた主な事業を記載(H29.12.31時点)。

※収用裁決については、釜石花巻道路(釜石～遠野)全5件中1件、三陸縦貫自動車道(志津川～歌津)全5件中3件、一級河川阿武隈川河口部改修工事全2件中1件を記載。

今後講じていく措置

- これまでに発出した収用手続に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。

3-2. 施工確保対策

現状と課題

- これまで累次にわたり施工確保対策を打ち出し、不調率は総じて低下してきている。
- いったん不調になった工事についても、再発注時にロットの見直しなどの工夫を行うことでほぼ契約に至っており、積み残しは出ていない。

	H28年度		H29.4~H30.1
3県1市合計	15.0%	→	17.0%
岩手県※	8.6%	→	17.6%
宮城県	23.9%	→	23.4%
福島県	8.0%	→	8.1%
仙台市	23.4%	→	22.9%

※昨年度の台風10号の影響により不調が増加

最近講じた措置

適切な設定等
予定価格の

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・公共事業の執行にさらに万全を期すため、被災三県における単価引上げ措置を継続

※近年の公共工事設計労務単価の伸率

	H25	H26.2	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8% (+43.3%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9% (+58.3%)

○実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算

- ・土工とコンクリート工における復興歩掛の設定
- ・復興係数による間接工事費の補正

公共建築工事の
施工確保

○災害公営住宅 工事确实実施プログラムの継続

- ・被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の積算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、実施状況をきめ細かく把握
- ・標準建設費に関し、特殊な条件下での特例加算の限度額を廃止している措置について、適用の具体事例を関係地方公共団体に周知

○公営住宅整備に係る標準建設費の見直し

- ・公営住宅整備に係る標準建設費の引き上げ(H29年度の主体附帯工事費は、H26年度当初比18%増)

○「営繕積算方式」の普及・促進／公共建築相談窓口における相談受付

- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法(「営繕積算方式」等)の普及・促進
- ・復興庁との連携により、「公共建築相談窓口」において発注準備段階からの相談(事前相談)を受付(H27. 5~)
- ・公共建築相談窓口において、221件の相談に対応(H29.1~12)

資材等の
確保

○資材需給情報の共有を通じた建設資材の確保及び官民協力による生コン供給体制の強化

- ・建設資材対策東北地方連絡会や各県地域分会における資材需給情報の共有(H30.2末現在:214回 ※復興加速化会議を含む、地域分会は適時開催)
- ・公共プラント新設等による生コン供給体制の強化(直轄整備(宮古、釜石)H26.9稼働、宮城県整備(石巻、気仙沼)H26.5稼働)
- ※なお、釜石地区はH29.4月に、宮古地区はH29.12月に必要な供給が終了したため、製造を終了

今後講じていく措置

- 引き続き現場の状況をきめ細かく注視し、今後も施工確保のために必要な対策をしっかりと講じていく。

(参考)災害公営住宅 工事確実実施プログラム

○災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握。

災害公営住宅 工事確実実施プログラム

継続して取組む対策+さらなる導入・徹底を図る対策

入札・契約確実化

●実勢に対応した予定価格の設定

- 適切な工期設定や実勢との乖離が認められる工種の見積活用
- 現場実態にあった共通仮設費の積上
- 見積活用と共通仮設の積上項目の明確化
- 共通仮設費及び現場管理費について、実態把握のための調査を実施し、結果を踏まえ、経費率等への反映を検討
- 県・市町村・URが見積情報を共有する体制整備(URを核として実施)

●実勢に応じた補助金上限額の設定

変化への対応を確実化

●物価上昇等への的確な対応

- 予定価格設定時から契約時点、又は、その後の物価上昇に対応するための設計変更やインフレスライド条項、精算等の適切な対応

※公共建築工事における取組みと整合を取って進める。

工事実施を確実化

●資材・人材のマッチングサポートの開始・展開

- 工業者・現場間の資材調達・人材確保の円滑化を図るための情報共有システムと体制を整備
- 国において関係団体に協力要請
(岩手県、宮城県、福島県の3県で既に開始)

●URによる現地支援

- 事業手法・工法等を情報提供
- 資材対策等の連絡体制

●上記の取組を市町村にも働きかけるとともに、取組情報の周知徹底による建設業者の受注環境整備

●個別地区の課題に対し、きめ細かく対応(復興庁の「工事加速化支援隊」と連携)

●プログラムの実施状況を把握(プログラムの実施状況を把握し、工事の確実な実施をフォローアップ)

○ 学校や庁舎等の公共建築工事を確実に円滑に実施するため、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法（営繕積算方式等）を普及・促進

直轄工事（営繕工事）の積算手法を地方公共団体へ情報提供し、個別相談等に丁寧に対応

『営繕積算方式』

- 現場実態に合った共通仮設費の積上（※1）
- 適切な工期設定や市場価格との乖離が認められる工種の見積活用（※1）
- 物価上昇等への的確な対応（※2）
- 最新の国の積算基準（一般管理費等率の見直し等）の適用（※3）
- 「入札時積算数量書活用方式」の導入

積算の見える化

- 共通仮設の積上げ項目の明確化
 - ・設計図書等への条件明示、公開数量書に明記（設計変更可能）
- 「見積活用方式」の適用の明確化
 - ・入札説明書等に明記

地方公共団体等への普及・促進

- 「営繕積算方式活用マニュアル」を作成し、各種会議等で普及・促進
- 「公共建築相談窓口」において、個別事案の相談に丁寧に対応
- 積算情報（単価等）の共有
- 設計や建設業の各団体に周知

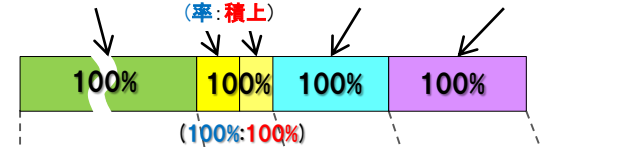
【積算例】

モデル庁舎（RC造4階建て
延べ床面積3,000㎡、工期13ヶ月）

◆標準積算(H26.4) [100%]

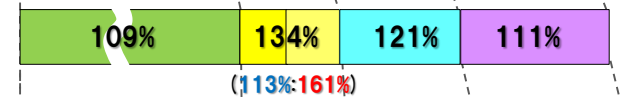
【市場単価、標準的な共通仮設積上げ
（揚重機スポット、仮囲い、交通誘導警備員）】

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等



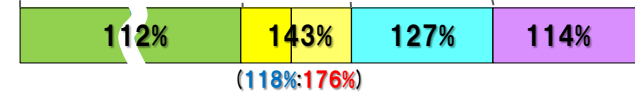
◆(※1) 被災地状況を反映 [111%]

【実勢単価（見積活用）+共通仮設の積上げ
（揚重機月極調達等）+工期連動（3ヶ月加算）】
※宮城県建設業協会資料より



◆(※2) 工期延期+価格変動 [115%]

【工期1ヶ月延長+型枠、鉄筋加工10%上昇】



◆(※3) 一般管理費等率の見直し等を反映

最新の一般管理費等率（H28.12.20付改定）を適用することで、工事費がさらに2.6%上昇※

※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事を合わせた値

(参考)公共建築相談窓口における対応

- 学校等の公共建築工事について、復興庁が収集した課題に対し、所管官庁は予算面、国土交通省は技術面で支援する枠組みを構築。また、発注準備段階からの事前相談対応を強化(平成27年5月～)。
- 平成29年1月～12月は、221件[※]の相談に対応(平成28年1月～12月は、198件)。
- 相談件数は増加、「**公共建築相談窓口**」の活用が定着。計画段階(企画・予算措置)の件数が増え、相談内容が多様化。
- これまでの相談対応事案のうち、落札に至った事例

【岩手県】大船渡市 越喜来小学校・こども園、【宮城県】南三陸病院・総合ケアセンター、【福島県】相馬市役所新庁舎

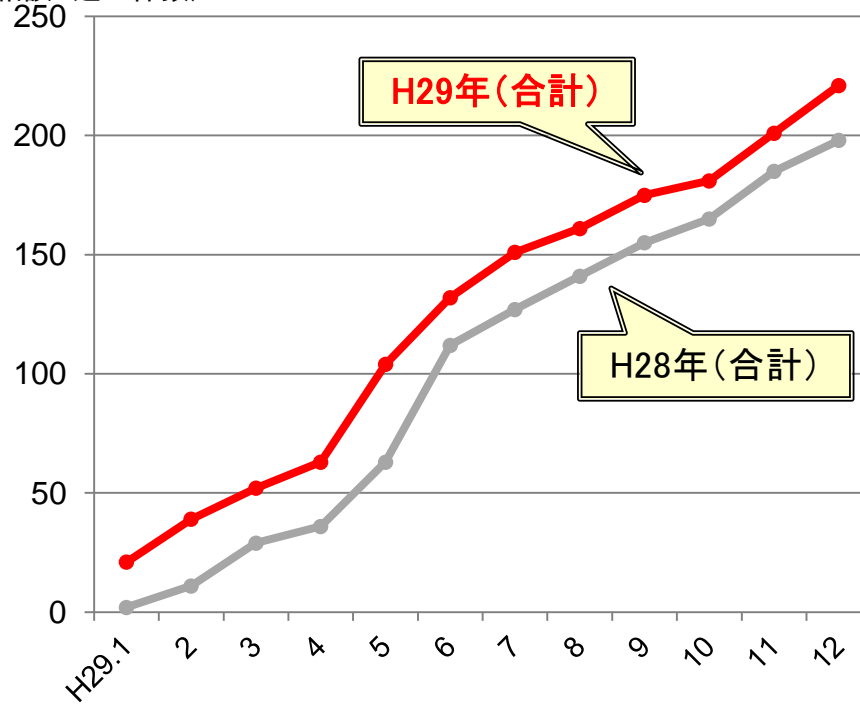
※東北地方整備局管内

相談内容別内訳(平成29年1月～12月)

相談内容	件数		割合	
企画・予算措置	130	(91)	59%	(46%)
発注・実施	35	(43)	16%	(22%)
設計	10	(16)	5%	(8%)
積算	13	(20)	6%	(10%)
入札手続き	5	(5)	2%	(3%)
工事監理	7	(2)	3%	(1%)
保全	50	(58)	23%	(29%)
その他	6	(6)	3%	(3%)
合計	221	(198)	100%	100%

()内は、平成28年1月～12月の件数及び割合

(相談 延べ件数)



4. 観光の復興（概要）

○平成28年を「東北観光復興元年」とし、関係機関、地方公共団体や民間団体と連携し、施策を総動員して観光復興に取り組む。これにより、東北6県の外国人宿泊者数を、2020年に2015年の3倍の150万人泊に押し上げる。

主な措置

◎東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

訪日外国人が急増する中、東北地方では外国人の延べ宿泊者数はようやく震災前の水準を回復したところである。

訪日外国人急増の効果を東北地方へ波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する。

○H28年度に東北観光復興対策交付金を新たに設け、地域の取組をさらに支援

○H28年度に全世界を対象としたディステーション・キャンペーンとして東北への集中的なプロモーションを開始

(延べ外国人宿泊者数のH22年比)

※従業者数10人以上の施設

	H28	H29
全国	246.2%	275.9%
東北地方	128.3%	187.1%

(取組の例)

○平成28年度からの5年間で、海外の旅行会社などを、2千人規模で東北に招いて、東北の魅力が大々的に海外に発信する。

○地域の路線バスや鉄道など交通機関のフリーパスについて、外国語による情報提供を充実させるなど、訪日外国人旅行者にとって使いやすいものにする。

※事業の実施にあたっては、適切な目標を設定し、PDCAサイクルを明確にするとともに、広域的に連携した取組を促進する。

◎福島県に関連する対策

○福島県における観光関連復興支援事業

福島県が行う風評被害対策及び観光復興のための国内プロモーション及び教育旅行再生などの取組に対して補助。

○3省庁連携による教育旅行再生の取組

観光庁、復興庁、文部科学省が連携して都道府県に対し、福島県への修学旅行の実施を呼びかける通知を発出。

※H21年度：約71万人泊→H23年度：約13.2万人泊→H28年度：約43.5万人泊



教育旅行による被災地の視察(福島県いわき市)

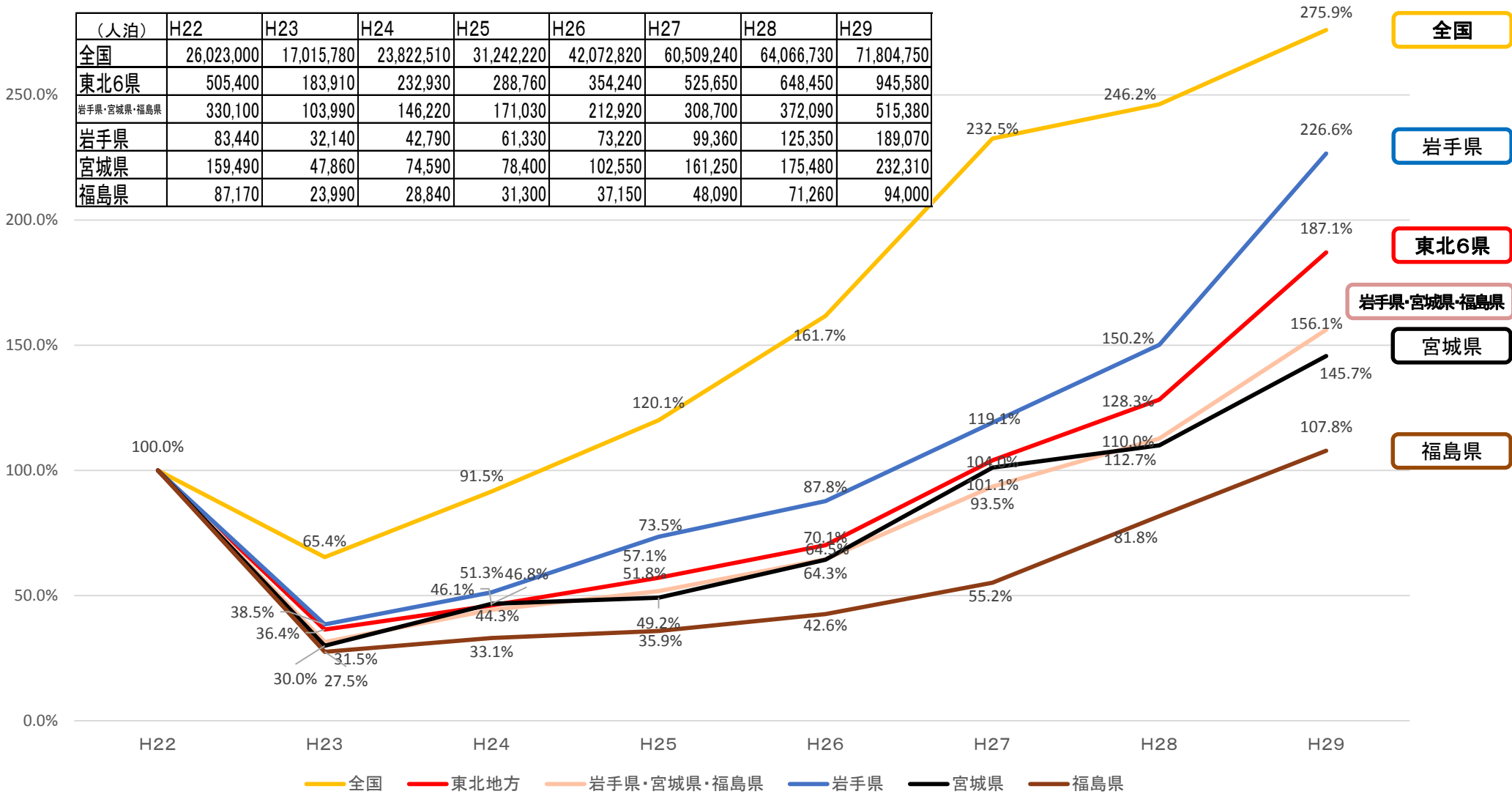
◎広域観光周遊ルートの形成の促進

○広域観光周遊ルートの形成を促進するため、「日本の奥の院・東北探訪ルート」を含む全国11のルートを認定。地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信してきたところ。H30年度は、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援することにより、東北をはじめとした各地域への更なる誘客を促進する。

(参考)東北地方における延べ外国人宿泊者数(H22年比)

震災前のH22年比で全国が275.9%まで大きく伸びているのに対し、福島県が107.8%と震災前の水準を初めて越えたものの、東北6県においては187.1%と全国的な急増からは遅れている。

(人泊)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	71,804,750
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,450	945,580
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	372,090	515,380
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	125,350	189,070
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	175,480	232,310
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,260	94,000

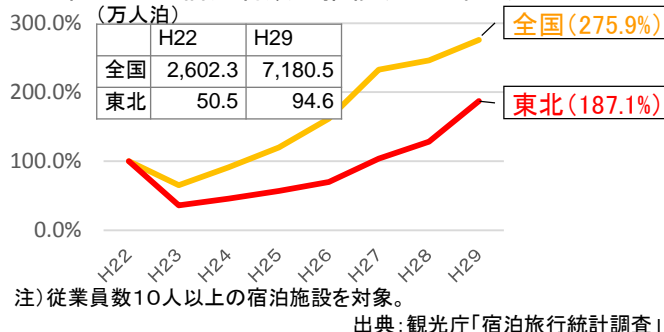


注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

(参考)東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

- 訪日外国人が急増する中、東北地方では、外国人の延べ宿泊者数がようやく震災前の水準を回復したところである。
- 訪日外国人急増の効果を東北地方にも波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する。
- 事業の実施にあたっては、適切な目標を設定し、PDCAサイクルを明確にするとともに、広域的に連携した取り組みを推進する。

○外国人延べ宿泊者数の推移(H22年比)



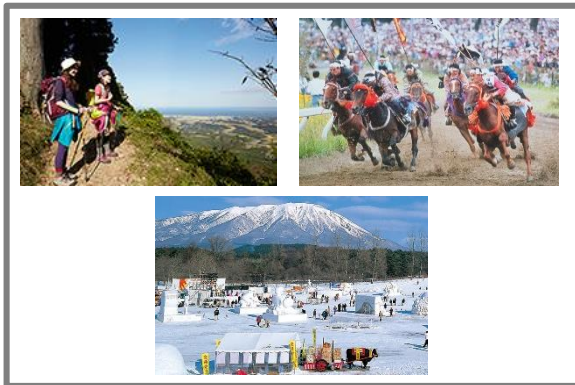
観光地域づくり(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

地域の取組体制を構築



地域資源の磨き上げ



インバウンド急増の効果を被災地にも波及



訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。



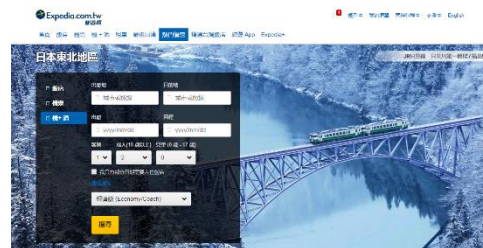
グローバルメディアを活用した情報発信



海外の著名人(イノリイサ)を活用したSNSでの情報発信



商談会を活用した旅行会社の招請



オンライン旅行会社等と連携した送客促進

(参考)東北観光復興対策交付金(事業例)

目的: 東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化する。

概要: 東北地方の地方公共団体が、観光復興対策実施計画に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組に要する経費について、交付金を交付する(交付率8/10)。

①観光復興促進調査事業

インバウンド観光促進マーケティング事業

- ・観光・交通情報アプリ(あおもりナビ)を活用
- ・外国人観光客の旅行行動を調査・分析



(青森県)

④受入環境整備事業

みやぎFree Wi-Fi(仮称)整備事業

- ・共通SSIDを導入
- ・博物館や美術館などの県有施設で無料Wi-Fiを整備



(宮城県)

複数の地方公共団体が連携して、広域的に事業を行うものを優先

東北6県と仙台市が連携

レンタカーを活用したドライブ周遊観光促進事業

- ・旅行会社と連携し、ドライブ観光周遊ルートを策定
- ・訪日外国人向けのフリーマガジンを発行
- ・海外旅行博でのPR



②地域取組体制構築事業

ふくしまDMO推進プロジェクト事業

- 福島にしかない特別な体験をコンセプトに、
- ・専門家による検討会議
 - ・県内企業のCSR担当者を対象とした勉強会



(福島県)

⑤滞在コンテンツ充実・強化事業

いわて冬季イベント充実・強化事業

- ・「希望郷いわて雪まつり」のコンテンツを「食、雪、体験」をテーマとして、外国人観光客向けに充実



(岩手県)

③プロモーション強化事業

秋田犬を活用したFIT誘客対策事業

- 秋田犬を見学出来る施設をつなぎ、
- ・海外のテレビで情報発信
 - ・旅行会社とのタイアップキャンペーン



(秋田県)

⑥国際会議等誘致・推進事業

MICE誘致促進に向けた情報発信事業

- ・情報媒体を活用し、主催者や取扱広告代理店などへプロモーション



(山形県)

青森市、北秋田市、山形市が連携

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業

- ・台湾、オーストラリアからのファムツアー
- ・樹氷フォーラムを開催
- ・三大樹氷パンフレットを作成



(参考)東北デスティネーション・キャンペーンの実施

観光庁・日本政府観光局(JNTO)では、「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたいくなる日本へ-」において示された、全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方自治体及び観光関係者と連携しつつ実施し、東北の魅力が全世界に強力に発信しています。

知名度向上

インフルエンサーの活用

影響力を持つ人物を起用した映像を東北で撮影し、東北観光の魅力を発信。



<実績>
○韓国及び香港の著名人を平成29年8月・9月に東北に招請し、SNS、特設サイト等で情報発信。

メディア・旅行会社の招請

祭り等のイベントや商談会の活用

東北におけるイベントや祭り開催時のほか、世界的なイベントの機会を活用した招請やツアー造成を促進。



<予定>
○「国連世界観光会議in山形」の機会を活用して、海外メディア・旅行会社を山形県を含む東北地方へ招請。
期間 平成30年2月

送客促進

オンライン旅行会社等と連携した送客促進

オンライン旅行会社と連携した東北旅行の情報発信や、販促キャンペーンの実施。



<予定>
○オンライン旅行会社との販促キャンペーン
期間 平成29年9月～平成30年2月

共同キャンペーンによる航空路線の新規就航支援

東北の空港へのチャーター便運航等に対し、販売促進のための共同広告を実施。



<実績>
○台湾(桃園)から花巻空港、山形空港、青森空港、秋田空港へのチャーター便運航
期間平成29年10月17日～11月9日(14往復28便)
(共同広告期間9月26日～11月3日)
<予定>
○複数の航空会社と連携を調整中。

全世界的に東北への誘客を強力に促進

(参考)福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する国内観光関連事業に対して補助を行う。(補助率：総事業費の8/10)

【背景】

- 原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っている。
- 福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、観光復興は早期復興を促進するために非常に重要な役割。

【取組内容】

(1)国内プロモーション

- ① 交流・風評払拭イベントの開催
- ② 観光アドバイザーの派遣
- ③ 観光の基礎力づくりに向けた人材育成等

(2)教育旅行再生

- ① 関係者の招へい、モニターツアーの実施
- ② 教育旅行専門誌等を利用したプロモーション
- ③ 教育旅行についての解説事例集を作成

※海外プロモーションは、東北観光復興対策交付金により支援

【実施事業例（平成29年度）】

○観光地ブランド周遊観光推進事業



・日本酒ツーリズム増進事業
 全国新酒鑑評会で、金賞受賞数が5年連続で日本一に輝いた、福島県の酒蔵について、スタンプラリーによって周遊の楽しさを付加した企画を展開。

○教育旅行再生事業



中高生を対象に被災地をフィールドに対話型で学ぶモニターツアーを実施。

(参考) 広域観光周遊ルート形成促進事業

訪日外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルート形成計画を認定して、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強かに発信。

広域観光周遊ルート形成計画の認定状況

平成27年6月12日に、7ルートの計画を認定
 平成28年6月14日に、4ルートの計画を追加認定
 (全国11ルート)

各ルートでの取組例

- マーケティング調査
- 計画策定 (専門家の招へい等を含む)
- 観光資源の磨き上げ
- 受入環境整備 (多言語表示など)
- 海外プロモーションの実施
- 広域周遊ツアーの企画・販売
- その他広域での地域共通の取組等

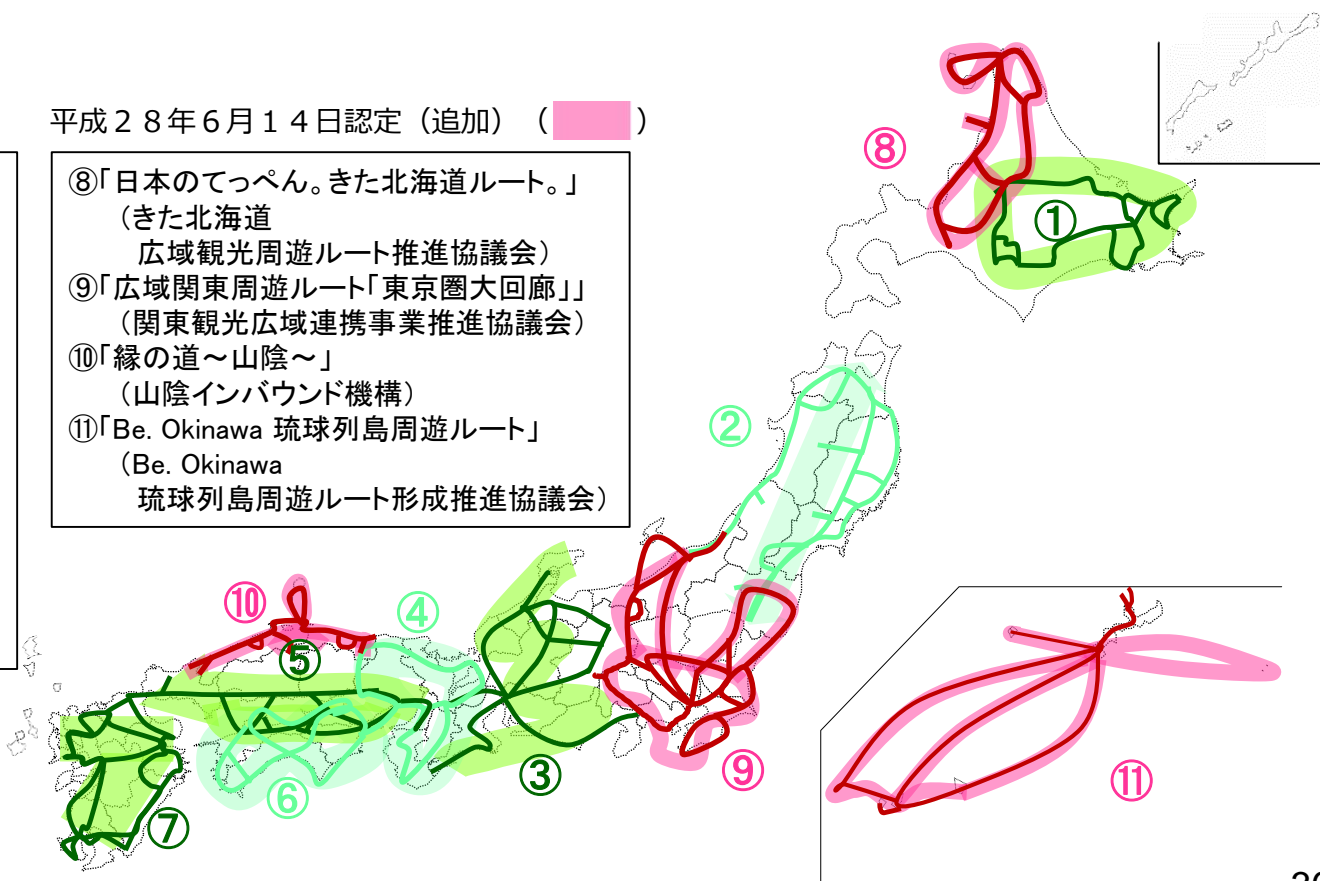
平成27年6月12日認定 ()

平成28年6月14日認定 (追加) ()

- ①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
(「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)
- ②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
(東北観光推進機構)
- ③「昇龍道」
(中央日本総合観光機構)
- ④「美の伝説」
(関西広域連合、関西経済連合会、関西観光本部)
- ⑤「せとうち・海の道」
(せとうち観光推進機構)
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」
(四国ツーリズム創造機構)
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
(九州観光推進機構)

- ⑧「日本のでっぺん。きた北海道ルート。」
(きた北海道 広域観光周遊ルート推進協議会)
- ⑨「広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」」
(関東観光広域連携事業推進協議会)
- ⑩「縁の道～山陰～」
(山陰インバウンド機構)
- ⑪「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」
(Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進協議会)

(注) 上段「 」はルートの名称、下段 () は計画の実施主体



事業概要

訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。

支援制度

・補助対象事業:

各DMO策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の取組(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る)

※DMO(観光地域づくりの舵取り役):Destination Management/Marketing Organization

- ①調査・計画策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③広域周遊観光促進のための環境整備
- ④情報発信・プロモーション

具体的な支援イメージ



定期的な戦略会議の開催



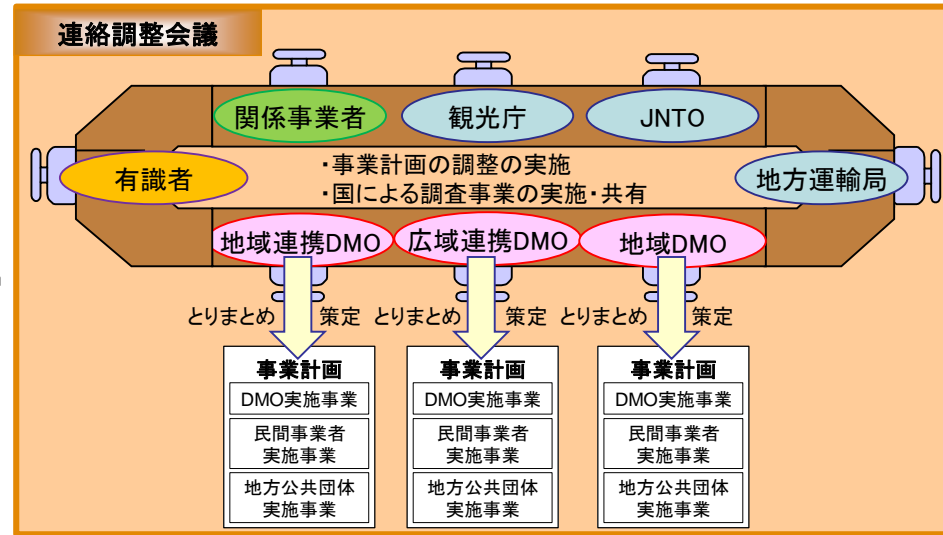
地域資源の魅力を活かした滞在プログラムを造成、提供



訪日外国人旅行者向け統一交通パスの販売



商談会の開催



・補助対象者:

事業計画に位置づけられた事業の実施主体
(訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMO
その他民間事業者、地方公共団体)

・補助率:

定額(調査・計画策定)
事業費の1/2(滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション)

※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3 37

<参考>公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

(平成30年1月末時点)

項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合) <small>※ 帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。</small>	40% (完了) 92% (着工)	■ 交通網(道路) (直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合) <small>※ 避難指示解除準備区域等を含む。岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。</small>	99%	■ 交通網(港湾) (本復旧工事に着工した、及び本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100% (着工) 98% (完了)	■ 復興まちづくり (土地区画整理事業※3) (造成工事の着工数、宅地の引渡開始地区※4数、造成工事の完了数の割合) <small>※ 供給計画は「住まいの復興工程表」(H29.9末時点)による。</small>	【地区ベース】 50% (完了) 100% (宅地引渡開始) 100% (着工) 【戸数ベース】 69% (完了) 100% (着工)
■ 河川対策 (直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合) <small>※ 旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。</small>	100%	■ 交通網(道路) (県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	95%	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数、建築工事に着手した戸数、建築工事が完了した戸数の割合) <small>※ 進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。 ※ 供給計画は「住まいの復興工程表」(H29.9末時点)による。</small>	94% (工事完了) 98% (工事着手) 99% (用地確保)	■ 復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数の割合)	46% (造成) 100% (着工)
■ 河川対策 (県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	92%	■ 交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率)	52% (完了) 100% (着工)	■ 復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合) <small>※ 災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。 ※ 供給計画は「住まいの復興工程表」(H29.9末時点)による。</small>	【地区ベース】 96% (完了) 99% (着工) 【戸数ベース】 97% (完了) 99% (着工)	■ 復興まちづくり (造成宅地の滑动崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100% (完了)
■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) (復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が完了した地区数の割合)	【復旧】 100% (完了) 【復興】 4% (完了) 88% (着工)	■ 交通網(鉄道) (運行を再開した鉄道路線延長※の割合) <small>※ JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。 ※ 避難指示解除準備区域等を含む(JR常磐線浪江～富岡区間(20.8km)を含む)</small>	97%	<small>※1 海岸対策については、平成27年3月末時点から、復旧のみならず復興も含めた指標とした。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。 ※4 宅地の一部を引渡した地区を計上。 ※ 福島県の避難指示解除準備区域等については、原則除いている。 ※ 各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。</small>			

<参考>主な公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

■主な事業の進捗率(平成29年1月 → 平成30年1月)

項目	進捗率
<基幹インフラ関係>	
・海岸対策	85%着工 → 92%着工 28%完了 → 40%完了
・復興道路、復興支援道路	100%着工 → 100%着工 46%完了 → 52%完了
・港湾	98%完了 → 98%完了
・鉄道	97%完了 → 97%完了
<住宅再建・まちづくり関係>	
・災害公営住宅	98%用地確保済み → 99%用地確保済み 78%完了 → 94%完了
・防災集団移転促進事業 (地区ベース)	99%着工 → 99%着工 92%完了 → 96%完了

出典:復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」等

<参考>帰還困難区域の復興

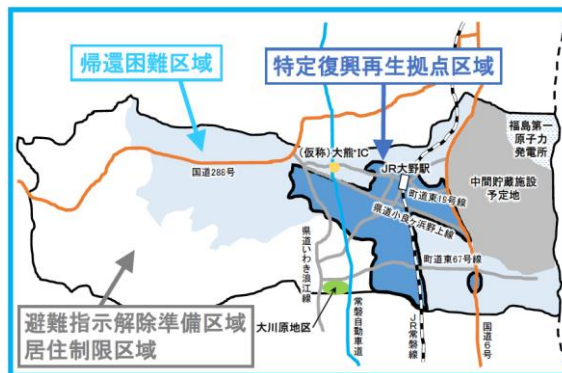
5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを 目指す「特定復興再生拠点」を整備

双葉町 (平成29年9月15日認定)



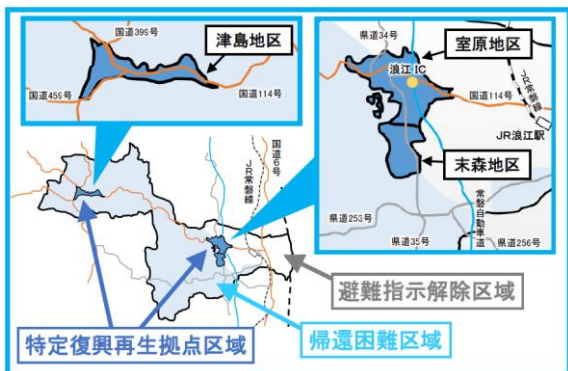
- 区域面積: 約555ha
- 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで:
JR常磐線双葉駅周辺の
一部区域
平成34年春頃まで:
特定復興再生拠点区域全域

大熊町 (平成29年11月10日認定)



- 区域面積: 約860ha
- 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで:
JR常磐線大野駅周辺等
の一部区域
平成34年春頃まで:
特定復興再生拠点区域全域

浪江町 (平成29年12月22日認定)



- 区域面積: 約661ha
- 避難指示解除の目標
平成35年3月(ただし、早期に
整備が完了した区域から先行
する。)

富岡町 (平成30年3月9日認定)



- 区域面積: 約390ha
- 避難指示解除の目標
平成31年度末頃まで:
JR常磐線夜ノ森駅周辺の
一部区域
平成35年春頃まで:
特定復興再生拠点区域全域

<参考>福島イノベーション・コースト構想の推進

(復興庁作成資料)

- 福島の浜通り地域等に**新たな産業基盤を構築**することを目指し、平成26年6月、「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ。
- 構想をより一層推進するため、先般の福島特措法の改正により、**構想を福島特措法に位置付け、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定**。
- 昨年7月に**関係閣僚会議**を、昨年11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された**分科会**を、それぞれ開催。

<推進体制>

国

**福島イノベーション・コースト構想
関係閣僚会議**

メンバー：

- ・共同議長 = 復興大臣、経済産業大臣
- ・メンバー = 総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)、内閣府特命担当大臣 (防災)、内閣府特命担当大臣 (地方創生)

役割：

- ・関係省庁による具体的な連携の構築

国+地元

**福島イノベーション・コースト構想
推進分科会**

(※福島特措法に位置付けられた分科会)

メンバー：

- ・共同議長 = 内閣府原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、経済産業副大臣、福島県知事
- ・メンバー = 外部有識者、15市町村首長、関係省庁本省局長級

役割：

- ・関係省庁、県等が構想の推進に関する基本的な方針を共有

<主な取組事項>

- ① 廃炉国際共同研究センター
・国際共同研究棟

国内外の大学、研究機関、産業界等の英知を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成等を実施



【富岡町】

- ② 楢葉遠隔技術開発センター

実規模のモックアップ施設を利用した廃炉に関するロボットの実証試験等を実施



【楢葉町】

- ③ 福島ロボットテストフィールド

無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を実施



【南相馬市】
【浪江町】

